㉖　平成21年度お盆期間特別割引（Ⅱ）
イ　割引をする自動車
高速道路（関西国際空港連絡橋を除く。）を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
ハ　適用する期間
平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。
㉗　平成21年度お盆期間特別割引（Ⅲ）
イ　割引をする自動車
高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、中型車（広島岩国道路においては、別添１－１に掲げるトからリに該当する自動車。）、大型車又は特大車。
ただし、椎田道路、延岡南道路及び武雄佐世保道路においては、別添１－３に掲げるイからヨに該当する自動車とし、長崎バイパスにおいては、別添１－４に掲げるニからヨに該当する自動車とする。
ロ　割引率
割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。
なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成21年８月３日から平成21年８月５日まで、平成21年８月10日から平成21年８月12日まで、平成21年８月17日及び平成21年８月18日とする。」

２．［２］⑵のうち、⑰を⑳とする。⑯中イのうち、「④から⑩及び⑫」を「④から⑩及び⑫並びに⑭及び⑯」に改め、ロのうち、「①から⑬」を「①から⑯」に改め、⑯を⑲とし、⑮を⑱に、⑭を⑰として、⑬の次に次のとおり加える。

「⑭　平成21年度お盆期間特別割引（Ⅰ）
イ　割引をする自動車
ハに定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。
ロ　割引率
割引率は50パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（八木山バイパスについては、４捨５入により、10円単位）の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。
⑮　平成21年度お盆期間特別割引（Ⅱ）
イ　割引をする自動車
ハに定める期間に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
ハ　適用する期間
平成21年８月６日、平成21年８月７日、平成21年８月13日及び平成21年８月14日。
⑯　平成21年度お盆期間特別割引（Ⅲ）
イ　割引をする自動車
ハに定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、中型車、大型車又は特大車（南阪奈道路、八木山バイパスについては普通車、大型車又は特大車。）。
ロ　割引率
割引率は50パーセントとする。
なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（八木山バイパスについては、４捨５入により、10円単位）の端数処理を行うこととする。
ハ　適用する期間
平成21年８月３日から平成21年８月５日まで、平成21年８月10日から平成21年８月12日まで、平成21年８月17日及び平成21年８月18日とする。」

別添８を次のとおり改める。

割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ		
大口	×	大口	
前納	×	×	前納